

委員会提出議案第4号

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成27年10月1日 提出

提出者 教育福祉委員会委員長 松田正美

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

教職員定数の改善は、少人数学級によるきめ細やかで質の高い世界最高水準の教育実現を目的に、国・地方公共団体において推進されてきた。国においては平成23年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により小学1年生の学級編制の標準を35人以下へと引き下げたほか、平成24年の予算措置により小学2年生の36人以上学級解消を進めてきた。また、当市においても、三重県との連携による小学1、2年生の30人学級、中学1年生の35人学級といった取り組みや市独自の非常勤講師配置などを通して、少人数教育を推進してきたところである。

しかし、我が国の教育を取り巻く環境は、新しい学習指導要領による授業時数や指導内容の増加を初め、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校など、課題の複雑・困難化が進んできており、また、本年6月には衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会でも与野党全会一致で教育現場の実態に即した教職員定数の充実を求める決議がなされるに至っている。

一方、世界的にも日本の1学級当たりの児童・生徒数が、小学校でOECD加盟国平均21人に対し28人、同じく中学校で24人に対し33人とおくられていることに加え、教育支出の面から見ても、平成23年における教育機関に対する公財政支出の対GDP比も比較可能なOECD加盟国の中で最下位、加盟国平均5.3%に対し3.6%という状況にとどまっている。

こうした状況の中で、山積する教育課題の解決を図り、子どもたち一人一人を大切にし、子どもたちの豊かな学びを保障するには、自治体が見通しを持って安定的に教職員配置を進められるよう、国段階での教育予算拡充や国庫負担の裏づけを伴う教職員定数改善計画の策定・実施を行うことが必要と考える。

よって、国において、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月1日

桑名市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様